

内閣参質二〇八第四号

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出国会の専権事項である予算審議に関する記事を財務事務次官が寄稿したことに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出国会の専権事項である予算審議に関する記事を財務事務次官が寄稿したことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の人事院規則一四―七（政治的行為）第五項第五号については、「人事院規則一四―七（政治的行為）の運用方針について」（昭和二十四年十月二十一日付け法審発第二〇七八号人事院事務総長通知）において、「本号にいう「政治の方向に影響を与える意図」とは、日本国憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとする意思をいう。」としている。

その上で、お尋ねの記事については、財政健全化に向けた一般的な政策論として述べたものであり、日本国憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとする意思をもって意見を述べたものではないことから、御指摘の「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること」には当たらないと考えている。

二について

御指摘の「国会の専権事項たる予算審議に口出し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お

尋ねの記事については、財政健全化に向けた一般的な政策論として、矢野財務事務次官個人の意見を述べたものであると考えている。